

平成4年千葉市告示第97号

改正 平成6年3月1日告示第57号

改正 平成8年4月1日告示第97号

改正 平成10年8月4日告示第310号

改正 平成24年4月1日告示第273号

改正 平成27年5月27日告示第473号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定します。

また、同法第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間区分及び区域区分ごとの規制基準を次のとおり定めます。

平成4年4月1日

千葉市長 松井 旭

1 騒音規制の地域指定

千葉市の全域

2 騒音の時間区分及び区域区分ごとの規制基準

時間区分 区域区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭

和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法 (昭
 和 2 3 年法律第 2 0 5 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第
 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法
 (昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福
 祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人
 ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推
 進に関する法律 (平成 1 8 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼
 保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 5 0 メートル以内の区域に
 おける規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、次の表のと
 おりとする。

第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び第 1 特別地域並びに市街化調整区域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (ただし、第 1 特別地域を除く。) 並びに第 2 特別地域
第 4 種区域	工業地域及び工業専用地域 (ただし、第 1 特別地域及び第 2 特別地域を除く。)

(1) 市街化調整区域、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた区域及び地域をいう。

(2) 第 1 特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に接する境界から 5 0 メートル以内の区域をいう。

(3) 第 2 特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境

界から50メートル以内の区域をいう。